

岩手県告示第265号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により設置した都市公園の区域を次のとおり変更する。

令和3年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 名称 岩手県立高田松原津波復興祈念公園
- 2 位置 陸前高田市高田町字古川、字曲松及び字中宿並びに気仙町字中堰、字砂盛、字木場、字土手影、字川口、字小淵及び字的場の各地内
- 3 変更後の区域 別紙図面のとおり。
- 4 変更後に係る区域の供用開始の期日 令和3年4月1日

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県県土整備部都市計画課及び沿岸広域振興局土木部大船渡土木センターに備えておいて縦覧に供する。